

地域包括支援センター及び障害者相談支援事業の状況

○地域包括支援センターの概要

1. 目的

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関として設置。

2. 設置主体

市町村が設置。(公正、中立かつ効率的に実施できる法人に委託可能)

(参考1)設置カ所数(18年4月末現在 厚生労働省老健局振興課調べ)

- センター設置数 3,436カ所
- 設置保険者数 1,483保険者(保険者の87.8%設置)
- 未設置保険者数 207保険者

(参考2)運営形態(18年4月末現在 厚生労働省老健局振興課調べ)

センター設置数3,436カ所のうち直営は34.3%

3. 職員の配置

(1)包括的支援事業

専らセンターの行う業務に従事する職員の員数は第一号被保険者の数が概ね3000人以上6000人未満ごとに保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員それぞれ各1人。ただし、第一号被保険者数が少ない場合等の特例あり。

(2)指定介護予防支援

指定介護予防支援事業所ごとに保健師その他介護予防支援に関する知識を有する職員を1人以上配置しなければならない。

(参考)1センターあたりの職員数(18年4月末現在 厚生労働省老健局振興課調べ)

3人以上6人未満のセンターが全体の74.1%を占めている。

4. 主な事業内容

(1)包括的支援事業(法第115条の38第1項第2号から第5号)

①介護予防ケアマネジメント事業

特定高齢者に対し、介護予防ケアプランを作成し、介護予防事業等が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントを行うこと。

②総合相談支援事業

高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、状況を把握し、関係機関又は必要なサービスにつなぐこと。

③権利擁護事業

虐待への対応など高齢者の権利擁護に努めること。

④包括的・継続的ケアマネジメント支援事業

高齢者の状況や変化に応じた包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、介護支援専門員に対する後方支援等を行うこと。

(2) 指定介護予防支援(法 58 条第 1 項)

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等ができるよう、介護予防支援計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づくサービスの提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

(3) その他(特定高齢者の把握に関する事業の受託(施行規則第 140 条の 50))

65 歳以上の者で生活機能の低下のおそれが高いと判断される者について、市町村からの委託に基づき、関係機関と連携し、特定高齢者の選定及び決定を行う。

5. 財源

(1) 包括的支援事業

・地域支援事業交付金(包括的支援事業に係るもの)

(国 40.5%、都道府県 20.25%、市町村 20.25%、1 号保険料 19%)

(2) 指定介護予防支援

・介護予防支援費

(1 人 1 月につき 400 単位。初回加算 250 単位)

(3) その他(特定高齢者の把握に関する事業の受託)

・地域支援事業交付金(介護予防事業に係るもの)

(国 25%、都道府県 12.5%、市町村 12.5%、1 号保険料 19%、2 号保険料 31%)

6. その他

地域包括支援センター運営協議会の設置を義務づけ適正、公正かつ中立的な運営を確保

(参考)

○運営委員会の状況(18年4月末現在 厚生労働省老健局振興課調べ)

運営委員会の構成員数については、概ね 10 人前後のところが多いが、一部には 20 人を超えるところもある。

○障害者相談支援事業の概要

(18年10月より施行)

1. 目的

障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言その他の障害福祉サービスの利用支援等、必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整その他の障害者等の権利擁護のために必要な援助

2. 設置主体

市町村(必要に応じ複数市町村による共同実施。指定相談支援事業者の委託可)

3. 職員の配置

委託障害者相談支援事業の場合、相談支援専門員(常勤)を1名以上

4. 主な事業内容

(1)障害者相談支援事業(法77条第1項)

- ①福祉サービス利用援助
- ②社会資源の活用、社会生活力を高めるための支援
- ③ピアカウンセリング
- ④権利擁護のための必要な事業
- ⑤専門機関の紹介
- ⑥地域自立支援協議会の運営

(2)相談支援事業(法77条第1項)

- ①市町村相談支援機能強化事業
- ②住宅入居等支援事業(居住サポート事業)
- ③成年後見制度利用支援事業

(3)サービス利用計画作成(法32条第1項)

- ①サービス利用計画作成費の支給

5. 財源

(1)障害者相談支援事業

- ・交付税措置(標準規模団体:10万人 10,491千円)

(2)相談支援事業

- ・地域生活支援事業補助金(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

(3)サービス利用計画作成費

- ・1人1月につき850単位

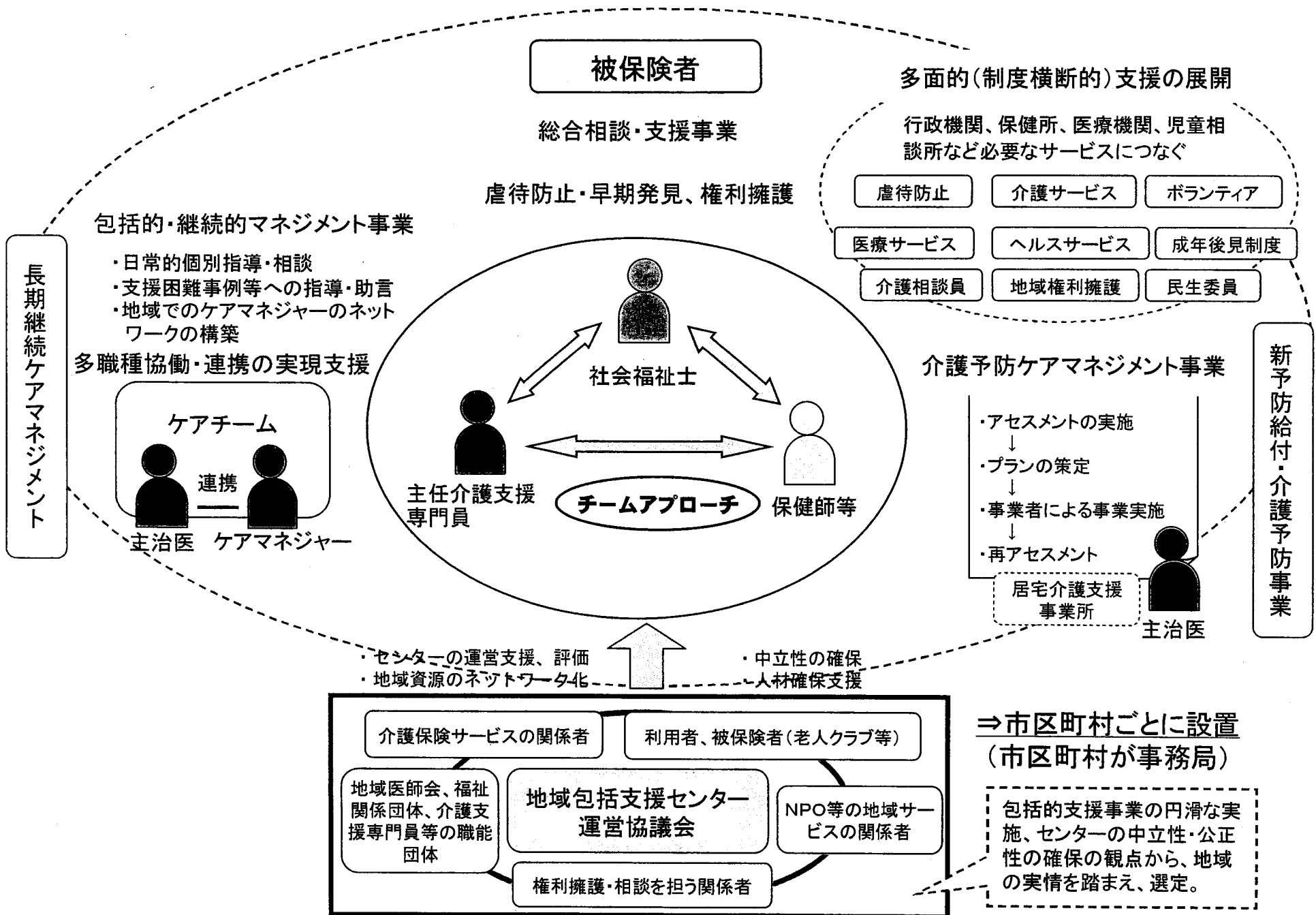
6. その他

指定相談支援事業者に委託する場合には、事業運営の中立性・公平性を確保する観点から、地域自立支援協議会において委託事業者の事業計画等について、事業評価を行う。

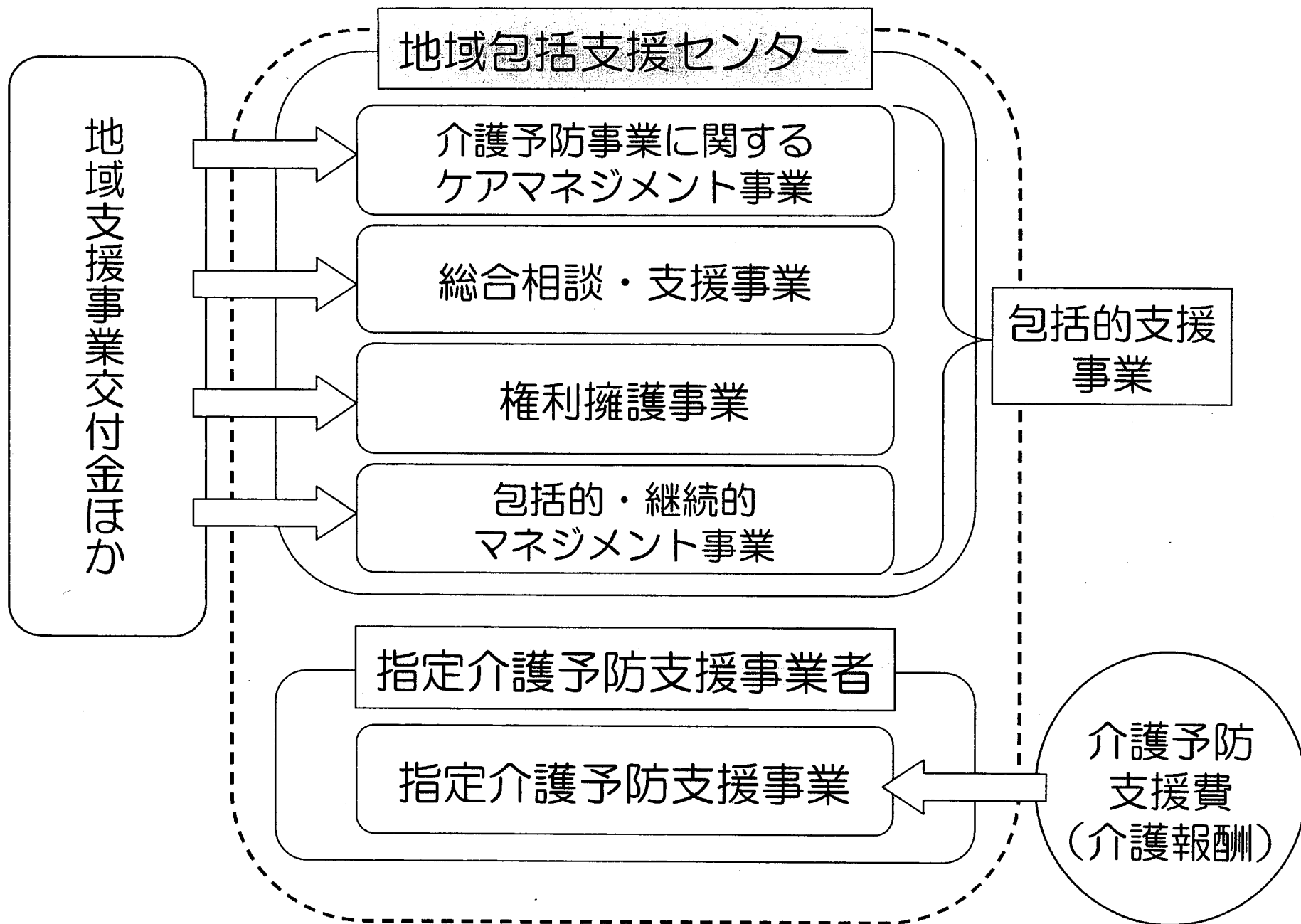
(参考)

○運営協議会の構成メンバーは、市町村、相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者等が想定されている。

地域包括支援センター（地域包括ケアシステム）のイメージ



地域包括支援センターと指定介護予防支援事業者



障害者相談支援事業のイメージ

地域生活支援事業

市町村相談支援機能強化事業

住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

成年後見制度利用支援事業

福祉サービス利用援助

ピアカウンセリング

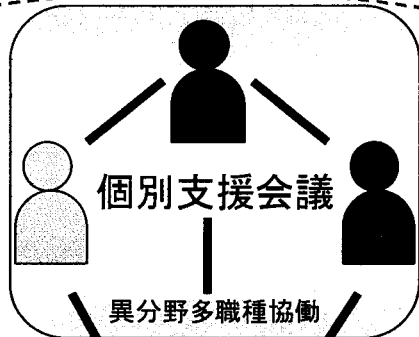
権利擁護のための必要な事業

障害程度区分にかかる認定調査の委託の場合

- ・認定調査の実施
- ・サービス利用意向の聴取

サービス利用計画作成・フォローの場合

- ・サービス利用計画作成・フォロー支援
- ・利用者負担額の上限管理



総合的な相談支援



地域自立支援協議会の運営

社会生活力を高めるための支援

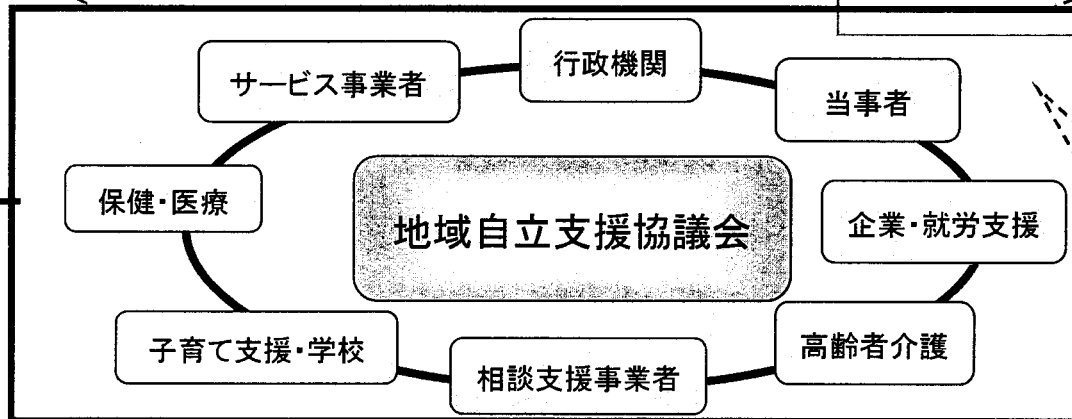
社会資源の活用支援

専門機関の紹介

- ・委託相談支援事業の運営評価
- ・中立公平性の確保
- ・困難事例への対応協議調整
- ・ネットワーク構築
- ・地域資源の開発改善
- ・人材活用(専門的職員・アドバイザー)

サブ協議会

権利擁護
就労支援
居住支援 等



自立支援協議会を市町村が設置し、中立・公正な事業運営の評価を行う他、権利擁護等の分野別サブ協議会等を設置運営する。

(市町村単位・圏域単位)

障害者相談支援事業の構成

障害者相談支援事業

相談支援

福祉サービス利用援助
社会資源の活用・社会生活力を高めるための支援
ピアカウンセリング
権利擁護のための必要な事業
専門機関の紹介
地域自立支援協議会

相談支援事業

市町村相談支援機能強化事業

住宅入居等支援事業(居住サポート事業)

成年後見制度利用支援事業

地域生活支援事業

交付税

統合補助金